

諮問事項

東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案の概要

1 改正理由

国民健康保険税の税率等を見直すため必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る税率等を次のように改めること。（第3条第1項、第5条から第6条まで、第7条の2から第8条まで、第9条の2及び第9条の3関係）

区分			改正後	改正前
			令和5年度分以後	令和4年度分まで
基礎課税額	所得割額		6.33%	6.23%
	均等割額		26,900円	26,400円
	平等割額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	20,100円	20,200円
		特定世帯	10,050円	10,100円
		特定継続世帯	15,075円	15,150円
後期高齢者支援金等課税額	所得割額		2.21%	2.13%
	均等割額		9,100円	8,800円
	平等割額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	6,900円	6,700円
		特定世帯	3,450円	3,350円
		特定継続世帯	5,175円	5,025円
介護納付金課税額	所得割額		2.06%	2.01%
	均等割額		10,700円	10,500円
	平等割額		5,700円	5,600円

- (2) 低所得世帯に係る被保険者均等割額の減額について次のように改めること。
（第23条第1項関係）

資料 1

区分		改正後	改正前
		令和 5 年度分以後	令和 4 年度分まで
基礎課税額	7 割軽減	1 8, 8 3 0 円	1 8, 4 8 0 円
	5 割軽減	1 3, 4 5 0 円	1 3, 2 0 0 円
	2 割軽減	5, 3 8 0 円	5, 2 8 0 円
後期高齢者支援金 等課税額	7 割軽減	6, 3 7 0 円	6, 1 6 0 円
	5 割軽減	4, 5 5 0 円	4, 4 0 0 円
	2 割軽減	1, 8 2 0 円	1, 7 6 0 円
介護納付金課税額	7 割軽減	7, 4 9 0 円	7, 3 5 0 円
	5 割軽減	5, 3 5 0 円	5, 2 5 0 円
	2 割軽減	2, 1 4 0 円	2, 1 0 0 円

(3) 低所得世帯に係る世帯別平等割額の減額について次のように改めること。

(第 2 3 条第 1 項関係)

区分			改正後	改正前
			令和 5 年度分以後	令和 4 年度分まで
基 礎 課 税 額	7 割 軽 減	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	1 4, 0 7 0 円	1 4, 1 4 0 円
		特定世帯	7, 0 3 5 円	7, 0 7 0 円
		特定継続世帯	1 0, 5 5 3 円	1 0, 6 0 5 円
	5 割 軽 減	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	1 0, 0 5 0 円	1 0, 1 0 0 円
		特定世帯	5, 0 2 5 円	5, 0 5 0 円
		特定継続世帯	7, 5 3 8 円	7, 5 7 5 円
	2 割 軽 減	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	4, 0 2 0 円	4, 0 4 0 円
		特定世帯	2, 0 1 0 円	2, 0 2 0 円
		特定継続世帯	3, 0 1 5 円	3, 0 3 0 円
後 期	7 割	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	4, 8 3 0 円	4, 6 9 0 円

高 齢 者 支 援 金 等 課 税 額	軽 減	特定世帯	2, 4 1 5 円	2, 3 4 5 円
		特定継続世帯	3, 6 2 3 円	3, 5 1 8 円
	5 割	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	3, 4 5 0 円	3, 3 5 0 円
	軽 減	特定世帯	1, 7 2 5 円	1, 6 7 5 円
		特定継続世帯	2, 5 8 8 円	2, 5 1 3 円
	2 割	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	1, 3 8 0 円	1, 3 4 0 円
	軽 減	特定世帯	6 9 0 円	6 7 0 円
		特定継続世帯	1, 0 3 5 円	1, 0 0 5 円
介護納 付金課 税額	7 割軽減		3, 9 9 0 円	3, 9 2 0 円
	5 割軽減		2, 8 5 0 円	2, 8 0 0 円
	2 割軽減		1, 1 4 0 円	1, 1 2 0 円

(4) 未就学児に係る被保険者均等割額の減額について次のように改めること。

(第 2 3 条第 2 項関係)

区分		改正後	改正前
		令和 5 年度分以後	令和 4 年度分まで
基礎課税額	7 割軽減	4, 0 3 5 円	3, 9 6 0 円
	5 割軽減	6, 7 2 5 円	6, 6 0 0 円
	2 割軽減	1 0, 7 6 0 円	1 0, 5 6 0 円
	上記以外	1 3, 4 5 0 円	1 3, 2 0 0 円
後期高齢者支援 金等課税額	7 割軽減	1, 3 6 5 円	1, 3 2 0 円
	5 割軽減	2, 2 7 5 円	2, 2 0 0 円
	2 割軽減	3, 6 4 0 円	3, 5 2 0 円
	上記以外	4, 5 5 0 円	4, 4 0 0 円

3 施行期日等

(1) 令和 5 年 4 月 1 日から施行すること。

(2) 改正後の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用すること。